

不登校支援メタバース空間構築業務委託 公募型プロポーザル仕様書

1. 件名

不登校支援メタバース空間構築業務委託

2. 業務目的

酒田市の小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校や相談機関等に通うことが難しい不登校状態の児童生徒に対して、メタバース空間等の仮想空間（バーチャルスペース）における人とのつながりや心の居場所づくりなど、個々の実態に応じた支援の充実を図る。

3 定義

○メタバース空間・・・インターネット上に構築された仮想空間とし、本件では、画面の表示が2次元（2D）、3次元（3D）のいずれでも可とする。児童生徒がアバターを操作して、他の児童生徒とコミュニケーションを取ったり、イベントに参加したりと、現実世界と似たような活動を体験できるもの。

4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5. 納品場所

酒田市教育委員会学校教育課

6 利用対象

酒田市の小中学校に在籍する児童生徒のうち不登校状態等の児童生徒 100 名程度

7. 業務内容

（1）環境構築

① 基本仕様について

ア クラウド空間上でのサービスであり、各小中学校及び家庭等から利用可能であること。

イ 本市児童生徒が利用する GIGA 端末のタブレットで利用可能であること。なお、タブレットの仕様については以下のとおり。また、今後タブレットが更新された場合にも利用可能であること。

OS	Google Chrome OS
CPU	Intel Celeron N4020 同等以上 ※2019 年 8 月以降に製品化されたもの
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4GB（4GB×1）以上

ディスプレイ	・11.6 インチ HD（1366×768）IPS ディスプレイ以上であること。 ・タッチパネルを搭載していること。
無線	・IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上に対応していること。 ・MU-MIMO に対応していること。
形状	2 in 1 コンバーチブル型
Bluetooth	5 以上
キーボード	・Bluetooth 接続でない日本語 JIS キーボード ・鉛筆や定規などで簡単にキートップが外されないような対策が施されていること。
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラの両方を有すること。
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.1 Gen1×2 以上、USB3.1 Type-C×2 以上、MicroSD カードリーダー
バッテリー	・駆動時間：10時間以上 ・高耐久性のバッテリーを有すること。 ・急速充電機能を有すること。
重さ	1.5kg 未満
保守	1 年間以上の引取修理またはセンドバック保守
その他	・Chrome Education Upgrade（Google 純正 MDM）を含めること。 ・G Suite for Education を導入すること。 ・QR コードリーダーアプリをプレインストールすること。 ・堅牢性（MIL-STD810G テストをクリア）及び 76cm コンクリートへの落下にも耐えうること。 ・カバーなしでも傷が付きにくく、衝撃に強い仕様であること。 ・防滴・防塵を有すること。 ・その他メーカーが無償提供するパッケージソフト（必須ではない）

ウ 利用中のデータ通信は、SSL/TLS 等で暗号化され、第三者による盗み見等が防止されること。

エ 専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、本市で利用する GIGA 端末タブレットで利用できること。

オ 機能アップデート、内容の修正等が行われた際には、追加費用なく適応されること。

また、その際にユーザー側の操作なく反映されること。

② メタバース空間について

ア プラットフォームは、日本国内の事業者が提供するものを使用すること。

イ 開室時間については、平日のうち週2回以上、かつ1日4時間以上を想定している。

ウ 開室時間については、縮小・拡大する可能性があることから、委託者側の希望する時間でフロアまたはスペースごとに利用者がログインできる時間帯を設定できること。

- エ メタバース空間内は、管理者がフロアまたはスペースの教室や装飾等を新しく設置、削除、移動させることができ、オブジェクトを利用して5つ以上の複数のエリアに区分けができること。
- オ 他者に気付かれることなく利用できるようにする空間でカウンセリング等を行うことができるよう、外部サービス等を利用した申込みの受付や、オンラインでの個別面談が可能であること。
- カ 同時接続可能アカウント数は最低40アカウント以上とすること。
- キ フロアまたはスペース内に管理者のみテキスト入力できるオブジェクトを有していること。また、オブジェクト内に Web 外部リンクや画像または PDF ファイル表示が設定でき、利用者がオブジェクトをクリックすることで開くことができること。なお、オブジェクトについては複数種類を選択可能とし、管理者によって配置変更や追加・削除ができること。
- ク メタバース空間内に設置されたオブジェクト内の Web 外部 URL リンク等からで別外部サイトのゲーム等を起動して利用できること。

③ アバターについて

- ア アバターについて、用意された中から利用者が自由に選択できること。
- イ プロフィール（自由記入欄）を利用者が変更できること。
- ウ ネームプレート等による名前の表示ができること。

④ 利用者機能について

- ア アバターを自由に動かせ、音声やテキスト等による他者との交流や空間内の活動がスムーズに行えること。
- イ 利用者用として最低 100 アカウント以上を提供可能であること。
- ウ 利用者が自分のアバターの場所について見失ってしまった際に、画面をアバター上に移動して表示させることができること。
- エ ログアウトすることで、利用者のアバターやその他プロフィールの情報をフロアまたはエリア上に表示させないようにできること。ログアウトの際、利用者の端末の表示画面は、ログイン画面に戻れること。
- オ フロアまたはエリアを選択するメニューを表示させ、選択先のフロアまたはエリアに移動できること。
- カ 利用者がメタバースにログインしたり、他者とのコミュニケーションをとったりするための意欲向上等を目的とした機能が備え付けられていれば提案すること。

⑤ 管理者機能について

- ア 特定またはすべての利用者に対してメッセージが届けられること。
- イ ユーザー登録、ユーザー登録情報の修正、ユーザー削除といったユーザー設定は管理者にのみ利用可能であること。また、不適切な行為をしたユーザーに関しては、管理者側でパスワード変更などの処置を取ることで利用停止が出来ること。
- ウ 利用者について、ログイン、ログアウト状況のデータが取得できること。また、管理者側で、利用者のビデオ通話（誰と誰がいつどれだけ通話したか）やチャット（チャットの内容）

の使用状況等について把握できる機能があること。

エ 利用者がログインできる時間帯を設定でき、時間終了により、自動で利用者を強制的に一斉ログアウトさせることができること。

オ 管理者用として最低5アカウント以上を提供可能であること。

(2) 管理者及び利用者向けのマニュアル提供

管理者及び利用者が、機能や操作についてスムーズに理解できるようなマニュアルを提供すること。

(3) サポート及び研修

① 操作動画や研修資料を提供すること。その他、サポートや研修についての具体的な取組があれば提案すること。

② 受注者は、委託期間中の電話やメールによるヘルプデスクを設置し、委託者からの問合せに対応できるようにすること。対応時間は平日午前 10 時から午後 5 時まで（土日祝日、年末年始の長期休暇期間を除く）とする。

(4) セキュリティ対策

① メタバース空間の利用に係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守することはもちろんのこと、本市条例及び規則等を遵守し、適切に実施すること。また、契約に定める目的以外でのデータ利用は行わないこと。さらに、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない、契約終了後も同様とする。

② データの保存先（データセンター等）は、データ損失対策、情報漏洩対策がなされていること。また、データ管理を行う企業においては、「プライバシーマーク」等の情報セキュリティやクラウドサービスセキュリティ等に関する第三者認証を得ていること。

③ 情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに事故の原因を特定するとともに、その内容及び対応について担当課（学校教育課）宛てに報告を行うこと。

④ システムのデータについては、障害発生時に備えて、バックアップ、予備装置を配置するなど、適切に保護されていること。

(5) スケジュール

- ・「(1) 環境構築」について、令和8年1月14日（水）までに構築を完了し、仕様書に合致しているか委託者の確認を得ること。

- ・構築した環境について、令和8年1月21日（水）までに、クラウド空間上でのサービスとして、各小中学校及び家庭等から利用可能とすること。

8. 業務完了報告書等

業務完了後、速やかに業務完了報告書ならびに納品成果物を納入すること。なお、業務完了報告書に記載する内容は、別途協議の上決定する。

(1) 本業務完了報告書・・・1部

(2) 管理者マニュアル、利用者マニュアル類・・・各1部（電子データでも提出すること）

※ 受託者は、あらかじめ納品成果物の内容について委託者に提示し、承諾を得ること。

※ 納品成果物は途中成果物（編集データ）ではなく最終成果物（画像及びPDFデータ）とする。

9. 委託料の支払い方法等

委託料は、業務完了後支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

10. 秘密の保持等

受託者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

11. 契約不適合責任

検査完了後に、当該目的物に契約の内容に適合しないものがあることが発見されたときは、不適合を知ったときから1年以内に受託者に対してその旨を通知し、不適合部分の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

12. 損害賠償

(1) 受託者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(2) 前項の規定による賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

ただし、委託者又は受託者は、相手方の本契約違反により損害を受けた場合に限り、相手方に対し、損害賠償を請求することができるものとする。

債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何にかかわらず、相手方に請求することができる損害賠償は、現実生じた通常かつ直接の損害に限られ、かつ、その総額は委託料を累積上限として委託者と受託者が協議して定めるものとし、その他の一切の損害（不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。）は請求することができないものとする。

13. その他

(1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と協議の上、誠意をもって対応すること。

(2) 委託者が貸与または用意するものを除き、必要なものについては受注者が用意すること。